

# 尾張旭市防災会議 会議録

## 1 日時

平成30年1月26日（金）

開始：午後1時30分

終了：午後2時20分

## 2 場所

尾張旭市役所 講堂1・2

## 3 出席委員 23名

市長、愛知県守山警察署長（代理）、副市長、教育長、都市整備部長、消防長、尾張旭市消防団長、尾張旭市婦人消防クラブ会長、瀬戸旭医師会長、尾張旭市歯科医師会長（代理）、瀬戸旭長久手薬剤師会、中部電力㈱旭名東営業所長、東邦瓦斯㈱瀬戸営業所長、（株）NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長（代理）、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長（代理）、日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団委員長、尾張旭市自治連合協議会、愛知県尾張県民事務所長、尾張旭市土木業協会副理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事（代理）、尾張旭市子ども会連絡協議会副会長（代理）、尾張旭市地域活動連絡協議会副会長

## 4 欠席委員 2名

愛知県尾張建設事務所長、愛知県瀬戸保健所長

## 5 傍聴者

0名

## 6 事務局出席職員

総務部長 野村孝二、災害対策監兼災害対策室長 毛利重成、災害対策室長補佐 福士貴治、災害対策室係長 名谷清太郎、災害対策室主事 小西浩範

## 7 議題

- (1) 尾張旭市地域防災計画の修正について
- (2) 平成30年度尾張旭市総合防災訓練の実施について
- (3) その他（気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の本市の対応方針について）

## 8 議事

<p>事務局 (災害対策監兼 災害対策室長)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第2回尾張旭市防災会議を開催いたします。</p> <p>本日は、大変御多忙の中、防災会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日の司会進行を務めさせていただきます、災害対策監兼災害対策室長の毛利でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お手元に次第、席次表、委員名簿のほか、事前にお配りしています資料1から資料3までの3種類の資料を用意しております。</p> <p>なお、資料1は地域防災計画の修正要旨となっているもの資料1-1、そのほか目次で2枚止めの資料1-2、それから新旧対照表で資料1-3の3点で1式でございます。</p> <p>また、参考として防災会議条例と防災会議運営要綱もお配りしています。</p> <p>もし、不足や落丁等がございましたら、お申し出ください。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、一部委員の交代がありましたので御紹介いたします。時間の関係もでございますので、名簿順にお名前のみお呼びいたします。</p> <p>N T Tフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長 小島 幹夫 様 愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副分会長 大矢 昌典 様 日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団委員長 松原 圭子 様</p> <p>以上の3名でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日欠席の御連絡をいただいている委員は、愛知県尾張建設事務所長の山口様と、愛知県瀬戸保健所長の大野様の2名でございます。</p> <p>また、尾張旭市防災会議運営要綱第3条の規定に基づき、本日は5名の方が代理出席となっております。お手元の席次表と委員名簿にその旨表示してありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は、23名でございます。</p> <p>尾張旭市防災会議条例第5条第2項の規定に基づく定足数に達しております。</p> <p>また、尾張旭市防災会議運営要綱第5条の規定に基づき、本会議は公開の対象といたします。</p> <p>なお、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承願います。</p> <p>それでは、早速、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。はじめに本会議の会長であります水野市長より御挨拶申し上げます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>みなさん、改めましてこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様には大変お忙しい中、また、たいへん寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>また、皆様方がそれぞれ所属しておられます、各機関各団体等におかれましては、本市の防災行政に何かと御協力いただきまして誠にありがとうございます。</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p>昨年、日程がずれて実施させていただきました防災訓練では皆様方にたくさん御参加いただき、また、地域住民の方にもたくさん御参加いただきました。本当にありがとうございました。</p> <p>現地では、「何で日程がいつもと違うのだ」という声もいくつかありましたが、「たまにはこういう日程でもいいのではないか、災害なんていつ起こるかわからないのだから。」ということを書いていただいたこともありました。</p> <p>そういう意味では、不可抗力とはいえ、あのような日程での開催となったことも、また1つ防災の訓練になったのかな、と感じた次第であります。</p> <p>また、去年は台風がたくさん来たなという印象もございます。</p> <p>毎回、何故か夜にきて必ず徹夜しなければならないような状況でくるなという印象があり、そのうち1回は衆議院議員総選挙にまるっと重なりまして、期日前投票が大変な行列をなす、というような状況もございましたし、投票日当日はかなり投票所が空いていたという状況もございました。</p> <p>そうした中で夕方に幹部が集まりまして、避難所をどうするかについて話をいたしました。</p> <p>中には、投票が終わってから避難所を開設した方が混乱がなくていいのでは、という意見もありました。</p> <p>一部、避難所が投票所と重なっているためこのような意見もございましたが、こういう訓練ができる機会も滅多にないだろうということで、投票所と避難所が一緒になったらどのような状況になるか経験してみないと分からない、ということで、避難所の設営・設置した場合には皆さんが逃げてこられるため、なるべく明るい方がいい、暗くなってからの開設になると二次災害に繋がる恐れもあるため、午後5時に開設させていただきました。</p> <p>いくつかの投票所は避難所と重なっておりましたが、避難された方も少なかったということもあり、大きな混乱なく運営できたということも防災の面では1つ訓練になったのかな、と思います。</p> <p>いずれにしましても、こちらの地区は地震地震といわれております。</p> <p>今日は地域防災計画の修正が議題としてありますけども、これも国の法律等が毎年変わってくる、毎年どこかで起こる災害を教訓として少しずつ法律が変わっていく、それに合わせて地域防災計画を変えていくということになっておりますので、御議論の中で皆様の立場からの御意見をいただきたいと思っておりますので、また、いずれにしましてもより実践的な身のある計画にしていなければならないと思っておりますので、忌憚のない意見をいただきますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (災害対策監兼 災害対策室長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本会議の議長は、尾張旭市防災会議条例第3条第3項の規定に基づき、会長であります尾張旭市長が務めますので、以降の議事進行につきましては、水野市長、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p>さて、それでは、規定に基づきまして私が議事を進行いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>早速ですが、本日の議題に入らせていただきます。本日の議題は手元に配布しました次第のとおり、3つであります。</p> <p>まず、「(1) 尾張旭市地域防災計画の修正について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (災害対策係長)</p>	<p>災害対策室係長の名谷でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題「(1) 尾張旭市地域防災計画の修正について」御説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料1-1「尾張旭市地域防災計画の修正要旨」をご覧ください。</p> <p>詳細な内容の説明、修正箇所の説明は省略させていただき、修正の要旨のみ説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「1 地域防災計画修正の根拠」でございます。</p> <p>災害対策基本法第42条では、市地域防災計画は、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画について定めた総合的な計画でありまして、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、必要に応じて毎年検討を加え、必要があるときは、修正しなければならない、と定められております。</p> <p>また、同法16条では、地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされていることにより、本日、市防災会議を開催させていただいている次第でございます。</p> <p>基本的には法改正等がありますと計画を修正することになりますが、主に愛知県地域防災計画の修正内容を参考として、本市に適合する事項について修正を加えております。</p> <p>次に、「2 地域防災計画の構成及びレイアウトの変更」でございます。</p> <p>昨年までは、皆様のお手元にあります赤本（尾張旭市地域防災計画）の風水害災害・地震災害・原子力大規模事故の3つの対策計画で構成されておりましたが、それぞれの計画内において共通した内容及び記述の部分を共通編として再編集し、新たに「共通編」「風水害災害対策計画」「地震災害対策計画」「原子力・大規模事故対策計画」の4つの構成という形に変更いたしました。</p> <p>共通編の内容について御説明いたします。資料1-2をご覧ください。</p> <p>こちらは、平成28年度尾張旭市地域防災計画のうち風水害災害対策計画、地震災害対策計画の目次でございます。これらの2つの対策計画において、各章の右側に共通編と記載されておりますものが、共通編という形になり、記載されていないものは、共通編に盛り込まずそれぞれ風水害災害、地震災害の対策計画となります。なお、共通編とした章のうち、内容が共通編にそぐわない箇所は共通編から除外しております。</p> <p>次に「3 その他主な修正事項」でございます。</p> <p>修正項目につきましては、10項目について修正等を行いました。</p>

事務局  
(災害対策係長)

た。

資料1－3の新旧対照表を参考にいただきながら、順に修正点等について御説明いたします。

最初に「(1) 市長会や町村会との連携による災害時応援体制の強化に伴う修正」でございます。

被災市町村に対する県及び県内の被害の少ない市町村が一体となった迅速・効率的な応援が実現できるよう、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、県市長会及び県町村会の協力を得て、災害時の応援体制強化を図る等の必要な修正を行うものであります。

次に、「(2) 支援物資の円滑な受援供給体制の整備に係る修正」でございます。

熊本地震では、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や物流体系の未整備により、被災者の手元まで支援物資が届かなかったことから、災害時に国等からの支援物資の受け入れ・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直し、作業体制等の検討を行う等の必要な修正を行うものでございます。

次に、「(3) 広域応援訓練の実施に係る修正」でございます。

被災地に派遣された職員が、過酷な状況下で初動対応に従事し、宿泊先や食料等を現地で調整を求められ、また現地に携行する用具等を私物に依存した等、改善すべき点多々ありましたことから、被災地で効果的な支援が行うことができるよう、十分な災害応急対策の実施が困難な状況を想定した訓練を、県や他の市町村と連携して実施する旨の修正を行うものでございます。

次に、「(4) 車中、テント等の避難生活を余儀なくされる住民への支援に係る修正」でございます。

熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生したことを受け、避難所の運営にあたっては車中泊やテントでの避難生活をする方への支援の検討を行う等必要な修正を行うものでございます。

次に、「(5) 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に係る修正」でございます。

熊本地震では、体制が十分でないままボランティアセンターが立ち上がったため、安定的な確保が難しかったことから、平時より防災に関するNPO等との連携を進め、協力体制を整備することに努めるとともに、学生等が災害について学ぶ機会を充実させる等の必要な修正を行うものでございます。

次に、「(6) 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動に係る修正」でございます。

災害に備えた住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策等の取り組みにおいて、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と連携して家具等の転倒防止対策等の情報発信を行う記載を追加するものでございます。

次に、「(7) 災害廃棄物処理計画の策定に係る修正」でございます。

<p>事務局 (災害対策係長)</p>	<p>災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適切な処理を行うため、愛知県災害廃棄物処理計画が策定されたことに伴い、事前対策として関係者間の連携体制の整備や、人材育成・訓練の実施等の必要な修正を行うものでございます。</p> <p>次に、「(8) 愛知県復興体制の検討に係る修正」でございます。</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、県は速やかに復興本部を設置し、復興に向けた復興計画を策定いたしますが、市においても特定大規模災害により復興法の定める要件に該当する場合は、復興計画を策定し、着実に実施することで円滑な復興を図ることから、必要な修正を行うものでございます。</p> <p>次に、「(9) 避難情報に係る名称の変更に係る修正」でございます。</p> <p>平成28年台風第10号の災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称を変更し、避難準備情報を避難準備・高齢者等避難開始、そして避難指示を避難指示（緊急）としたことに伴う必要な修正を行うものでございます。</p> <p>最後になりますが、「(10) 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定に係る修正」でございます。</p> <p>平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、自市で避難場所を確保できない場合や、指定された避難場所への避難が危険と想定される場合に、近隣市町の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町に設ける記載の修正を行うものであります。</p> <p>以上が「3 その他主な修正事項」の修正内容でございます。</p> <p>大変多くの修正項目がございました。</p> <p>これをもちまして、議題1「尾張旭市地域防災計画の修正について」の説明を終わります。</p> <p>よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただ今の事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがあればお受けいたします。</p>
<p>委員 (尾張県民事務所長)</p>	<p>尾張県民事務所です。</p> <p>説明に先走ることになってしまうかもしれませんが、本日の次第を拝見しておりまして、「(3) その他」で「南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の本市の対応について」を後ほど御議論されることかと思えます。</p> <p>今回の資料1-2を見ておりますと、一番最後の裏側4ページですが、地震編のところに東海地震に関する事前対策として第5編がございます。</p> <p>これは、東海地震が予知できるという前提で載せていただいていると思いますが、これは国によって予知が難しいということで御破算にしますということになりました。</p> <p>それを踏まえて資料3の新たな対応を尾張旭市として検討を進めておられると理解しております。</p> <p>質問としては、地域防災計画の修正について、なかなか国のほうも県もそうですが、まだ方向性が出ておりませんので、すぐ新</p>

<p>委員 (尾張県民事務所長)</p>	<p>たな内容の修正をすることは不可能ということで、今回の修正には盛り込まれていないと理解していますが、一方で資料3のような対応方針を示されるとなると、地域防災計画と資料3の関連とかどうかという位置づけなのかということ、明確にしておいたほうがよろしいかと思えます。</p> <p>具体的に申しますと、地域防災計画は修正しないけれど、当面は資料3にありますような本市の対応方針に沿った対応を行うと書くとか、資料3の対応方針に当面は地域防災計画の地震編の第5編に関する部分については適用しないと書く等、そのようなことをやったほうがいいのではないかと思いましたので、先走って申し訳ないのですが、御質問させていただきました。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、事務局から答弁をお願いします。</p>
<p>事務局 (災害対策係長)</p>	<p>貴重な意見ありがとうございました。</p> <p>ただ今頂戴した意見を基にしまして、修正の内容を検討したいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に御意見、御質問ありましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、ただ今尾張県民事務所長から御指摘があった点については、私どもで検討させていただくという前提でお諮りしたいと思います。</p> <p>ただ今説明のありましたことについて、原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>御異議なしと認めますので、尾張旭市地域防災計画の修正について、原案どおり決定します。</p> <p>次に、「(2) 平成30年度尾張旭市総合防災訓練の実施について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (災害対策室長補佐)</p>	<p>それでは、災害対策室長補佐をしております福士より説明いたします。</p> <p>議題2「平成30年度尾張旭市総合防災訓練の実施について」、私から概要案について御説明いたします。</p> <p>配布資料の資料2「平成30年度尾張旭市総合防災訓練概要(案)」をご覧ください。</p> <p>「1 基本事項」から順に御説明いたします。</p> <p>はじめに実施日時ですが、冒頭の市長のあいさつにもありましたが、昨年9月に実施いたしました総合防災訓練では、イレギュラーな日程での実施となり、参加関係機関の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。改めてこの場を借りましてお詫び申し上げます。</p> <p>平成30年度の総合防災訓練は、8月の最終日曜日となる、8月26日の日曜日、午前8時から午前11時30分までを訓練時間として計画しております。</p> <p>訓練実施時間につきましては、様々な御意見等があるかと思いますが、必ずしも例年通りの時間帯で実施することが望ましいと</p>

事務局  
(災害対策室長補佐)

は思っておりません。

ただ、現時点の概要案といたしましては、午前中の訓練実施を考えております。

次に「(2) 実施場所」ですが、訓練会場は尾張旭市立渋川小学校の運動場を会場として、訓練を実施したいと考えております。

市民と防災関係機関の参加による総合防災訓練という位置づけでの開催を考えております。

続いて、「(3) 参加機関等」につきましては、渋川小学校区の住民を中心とした地域住民、尾張旭市職員、各防災関係機関等の参加を予定しております。

なお、平成30年度の総合防災訓練では、現在、愛知県防災航空隊への参加を依頼する方向で考えております。

ただし、まだ防災航空隊の参加については確定しておりませんので、今後、参加していただけるように防災航空隊と調整を進めて参ります。

次に、「2 訓練想定」です。

訓練の想定については、地震災害を想定し、発生が危惧されております南海トラフ地震の発生を想定といたします。

尾張旭市の被害想定を基に震源地を紀伊半島沖といたしまして、地震の規模はマグニチュード8.7、最大震度6弱の地震が尾張旭市で発生した想定の実施計画としております。

阪神・淡路大震災以上の地震が尾張旭市に起きたことを参加者の皆さんには想像していただきながら、訓練に参加していただきたいと考えております。

次に「3 コンセプト」であります。平成30年度はここ数年実施していなかった公助の訓練を一部取り入れ、行政や防災機関との連携訓練の実施も考えております。

市民が公助や防災機関等の訓練を見学することにより、安心感が得られる内容や、平成29年度に新たに取り入れた「こども体験訓練」の継続や参加者自らに体験していただける訓練等の内容も考えて参ります。

平成30年度の総合防災訓練では、自助、共助だけでなく公助の重要性についても市民に広くアピールする内容を考えております。

最後に「4 今後の予定」ですが、現時点では詳細な訓練内容は定まっておりません。

細かい訓練内容等につきましては、本日の会議において、防災訓練の開催を御承認いただいた後、災害対策室で訓練内容の検討を行い、各防災関係機関、会場となる渋川小学校区の自主防災組織と連携を図りながら訓練内容等の調整を図って参ります。

防災委員の皆様方には、平成30年度の第1回防災会議において詳細な訓練内容、展示啓発内容等を御説明いたしますので御承知おきください。

議題2「尾張旭市総合防災訓練実施概要案」の説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

<p>会長 (市長)</p>	<p>ただ今の事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお受けいたします。 よろしいですか。 それでは、御意見、御質問もないようですので、お諮りいたします。 ただ今説明がありましたとおり、総合防災訓練の日程及び会場について原案どおり決定することについて、御異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ありがとうございました。 御異議なしと認めますので、平成30年度尾張旭市総合防災訓練の実施について、原案どおり決定します。 続きまして、「(3) その他」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (災害対策室主事)</p>	<p>それでは議題の3つ目、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際における本市の対応方針について、災害対策室の小西より説明いたします。 資料3を基に御説明申し上げます。 まず「1 趣旨」についてですが、報道等によって既に御承知の方もいらっしゃると思いますが、平成29年11月1日より気象庁によって「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されているところです。 そこで、当該情報が発表された際における本市の対応方針を定め、2月1日から運用するということにいたしましたので、その内容について説明いたします。 対応方針の中身について説明する前に、「2 背景」について簡単に説明させていただきます。 そもそも、この「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたのは、平成29年8月に国が有識者を委員として設置したワーキンググループによって、これまで可能と言われてきた地震予知というものは困難であるとの研究成果が発表されたことがきっかけでした。 これにより、気象庁では地震予知を前提として発表することとしていた東海地震注意情報及び予知情報の発表は平成29年10月31日に終了し、代わるような形で「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が始まった、というところでございます。 なお、この情報は、場合によっては情報が発表されている状態が数ヶ月間続く場合もあれば、発表される情報の内容や量もその時の状況によって異なるという性質の情報となっています。 続いて、「3 本市の対応方針」について説明いたします。 対応としては、その他を含めて5点挙げております。 まず、「(1) 情報収集及び共有」ということで、私ども災害対策室によって、気象庁より発表された情報の内容等について情報収集し、市長以下幹部職員による臨時幹部会によって共有を図るというものです。 続いて、「(2) 市民等への周知」ということで、気象庁より発</p>

<p>事務局 (災害対策室主事)</p>	<p>表された情報の内容等について様々な情報伝達手段によって、記載していますア～カまでの項目について周知を図り、迫り来る地震に対する備えを万全にさせていただきたいということと呼びかけていくものです。</p> <p>続いて、「(3) 施設点検」ということで、必要に応じて市が所管している重要な施設の点検を行い、地震に備えるとともに、地震が発生した際における対応について再確認していただく、というものです。</p> <p>続いて、「(4) 協定締結団体等への事前協力依頼」ということで、本市が災害時における応援協定を締結させていただいている自治体や民間企業に対して、地震が発生する前に協力を依頼し、地震発生後に速やかに協力を仰げるような体制を構築するというものです。</p> <p>続いて、「(5) その他」ということで、ただ今説明いたしました4点以外で必要と思われることについて、対応させていただくことといたします。</p> <p>以上の5点ですが、発表された情報の内容等によってはこの全てを実施せず、一部のみの実施とする場合もあります。</p> <p>続いて、「4 今後の見直し」ですが、ただ今説明した方針については、あくまで暫定的な対応方針としますので、国によって法令整備や新たな対応方針について策定された場合には、私どもで定めさせていただいた対応方針を修正・廃止等の措置を図るものといたします。</p> <p>最後に参考程度ということで、予知と大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったという言葉の違いについて記載しています。</p> <p>予知は地震が発生する、と文字通り地震発生を予め知ることを指すのですが、相対的に高まったという言葉は、記載しているとおり、一定以上の地震が発生した際には同じ地域で更に大きな地震が発生したり、隣接地域で同様の地震が発生した事例があるため、それを踏まえて「大きい地震が発生する可能性が普段より高くなっている状態を示す」というものであり、予知とは異なり必ずしも地震が起きない場合もある、というのが大きく異なるものです。</p> <p>また、先ほど尾張県民事務所長より御指摘いただいた事項について、地域防災計画との齟齬等が生じないように精査してまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>こちらは審議事項ではありませんが、御意見・御質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>特によろしいですか。</p> <p>地域防災計画との齟齬が生じるような部分があれば、見直ししていくとのことですので、皆様には御承知おきいただきたいと思います。</p> <p>それでは、こちらで用意しました議題は以上ですが、その他として委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p>よろしいですか。 他には御意見等ないようですので、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。 それでは最後は、事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局 (災害対策監兼 災害対策室長)</p>	<p>皆様、協力ありがとうございました。 以上を持ちまして、防災会議を終了いたします。 引き続き、皆様には本市の防災行政の推進等に御理解御協力を賜りますよう、お願いいたします。 それでは、防災会議を終了いたします。大変お疲れ様でした。 どうもありがとうございました。</p>